

長野県花田養護学校スクールバス車両管理及び運転業務委託実施要領

長野県花田養護学校

長野県花田養護学校（以下「学校」若しくは「委託者」という。）スクールバス車両管理及び運転業務委託契約（以下「委託契約」という。）第1条に基づき、この長野県花田養護学校スクールバス車両管理及び運転業務委託実施要領（以下「実施要領」という。）において、必要な事項を定める。

第1 委託契約第5条に定める委託料のほか、受託者が、委託契約第15条に基づき選任する車両管理責任者及び車両管理員が委託業務を行うために宿泊をした場合には、委託者は、長野県旅費条例により費用を弁償するものとする。

第2 委託契約第15条に定める車両管理責任者、車両管理員及び添乗員（以下「委託業務実施者」という。）の選任にあたって、受託者は、次の事項を実施又は留意すること。

- (1) 委託業務実施者の履歴書等をあらかじめ委託者へ提出するものとする。
- (2) 委託業務実施者は、委託業務実施中は、規律を保持し言語態度に注意するとともに親切を旨としなければならない。
- (3) 委託者は、委託業務実施者の言動や行動及び身なりや服装が、教育上または学校管理上に鑑みて、不適當又は不適切と認められるときは、受託者に対して改善を求めることができる。

この場合、受託者は、誠意を持って、その要求に対処しなければならない。

- (4) 委託業務実施者は、年1回以上の健康診断を受けること。

第3 委託契約第10条に定める委託者に報告する成果は、次のとおりとする。

- (1) 車両管理確認日誌（任意様式）
- (2) 車両走行実績及び車両管理報告（任意様式）
- (3) 児童生徒の健康状況及び指導状況（任意様式）
- (4) 報告期限 (1) (2) については翌月5日 / (3) は都度提出

第4 委託契約第18条に定める加入する任意保険の内容は、次のとおりとする。

担 保 種 目	保 険 内 容
車両保険(盗難担保付)	標準価格表による
対 人 賠 償	一事故 無 制 限
対 物 賠 償	一事故 無 制 限
搭 乗 者 賠 償	1名 1,000万円 入通院 部位・症状別
人 身 傷 害	1名 5,000万円
無 保 険 車 保 険	2億円

第5 受託者は、委託業務の遂行に関し、次の経費を負担する。

- ① 人件費
- ② 被服費
- ③ 燃料油脂費（オイル交換を含む。）
- ④ 修理点検費（バッテリー交換やパンク修理、車検、法定点検等、日常的な車両の維持管理に伴う修理費及び受託者の責による故障等の修理費。なお、予期できない突発的な故障に伴う修理費等を除く。また、車両保険の対象となる修理費を含む。）
- ⑤ 車検・法定点検費（自動車重量税、自動車重量税に係る印紙代、自賠責保険料及び自動車リサイクル料金を除く。）
- ⑥ 消耗品費・維持費（洗車用品等）
- ⑦ 任意保険料（第4に規定する任意保険内容による。）
- ⑧ 職員に対する研修費
- ⑨ その他経費（夏用及びスタッドレスタイヤの交換経費。）